

受入検査倫理規則運用規準

一般社団法人 CIW 検査業協会

制 定:平成 4 年 4 月 21 日

改正 1:平成 6 年 4 月 14 日

改正 2:平成 19 年 4 月 10 日

改正 3:平成 29 年 11 月 22 日

(目 的)

第 1 条 この運用規準は、一般社団法人 CIW 検査業協会（以下、本協会という。）が定めた受入検査倫理規則（以下、「倫理規則」という。）を運用するための細目を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この運用規準は、鉄骨造等建築物の溶接部の受入検査を行う場合に適用する。

(受入検査)

第 3 条 受入検査倫理規則及び本規準でいう受入検査は、工事監理者及び工事施工者から、鉄骨工事の各段階で行う検査を依頼された場合の検査業務(第三者^的検査)をいう。

受入検査の受注に際しては、当該工事の製作工場に所属していないこと、かつ当該工事の社内検査（品質管理のための検査）を行っていないこととする。

(契 約)

第 4 条 受入検査の契約は、次の事項を明確にしておかなければならない。

1. 契約先（以下、発注者という。）は、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者とする。
2. 契約にあたって必要な書類等は、次のとおりとする。
 - (1) 受入検査に関する契約書又は注文書等
 - (2) 検査に関する仕様書
 - (3) 設計図
3. 受入検査の契約をしたときは、検査要領書（検査手順書）等を作成して発注者に提出し、その承認を得なければならない。また、検査要領書等は、次の事項を明確にしたものでなければならない。
 - (1) 検査に適用する法律、規則、基準、規格等
 - (2) 抜取り率及び抜取り方法
 - (3) 検査条件（検査場所、立会いの有無等）及び検査方法
 - (4) 合否判定基準
 - (5) 不合格が出た場合の措置（契約数量の変更等）
 - (6) 検査技術者の氏名
 - (7) 検査報告書の様式

(検査業務の着手)

第 5 条 受入検査の契約を発注者との間で取り交わす前に検査に着手してはならない。

(検査結果の報告書)

第6条 検査結果報告書は、受入検査を受注した会員の代表者又は代表者が指名した検査技術管理責任者が署名又は捺印するものとする。この際 CIW シンボルマークをシールプレスして発注者に提出することが望ましい。

(不正圧力の排除)

第7条 会員は、発注者又は関係者等から受入検査の契約に関する条項に違反する行為又は検査業務に対する偽装、改ざん、捏造等の不正を強要ないし強制された場合は拒絶し、その事実を本協会に報告する。

また、本協会は事実関係を調査の上、理事会がその必要性を認めたときは、関係機関、団体等に対し、その事例を公表する。

(処 罰)

第8条 受入検査倫理規則及び本規準に違反した場合は、別に定める受入検査倫理規則違反に対する処置規準に定める処置をする。

(改 廃)

第9条 この規準の改廃は、理事会の議決を必要とする。
ただし、遅滞なく通常総会に報告するものとする。

付則1. 鉄骨造等建築物の溶接部以外の検査についても、本規準を準用するものとする。